

審査基準新旧対照表

旧	新
審査基準 <u>令和4年5月13日</u>作成	審査基準 <u>令和7年8月8日</u>作成
法令名：道路交通法施行令	法令名：道路交通法施行令
根拠条項：第32条の7第2号	根拠条項：第32条の7第2号
処分の概要：19歳から大型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定	処分の概要：19歳から大型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第2項（指定の基準等）	法令の定め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第2項（指定の基準等）
審査基準：19歳から大型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。	審査基準：19歳から大型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標準処理期間：7日間（行政庁の休日は含まない。）	標準処理期間：7日間（行政庁の休日は含まない。）
申請先：警察本部運転免許試験課	申請先：警察本部運転免許試験課
<u>問い合わせ先</u> ：警察本部運転免許試験課教習所係（092-566-2892）	<u>問合せ先</u> ：警察本部運転免許試験課教習所係（092-566-2892）
備考：	備考：

別紙

1～4 (略)

5 教習実施上の留意事項

(1)～(6) (略)

(7) 教習時間

ア 1時限の時間

学科教習及び技能教習は実質50分を確保すること（本人の確認、引継ぎ事項の確認、運転免許証の確認等の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ (略)

(8) (略)

6～8 (略)

別表 (略)

別紙

1～4 (略)

5 教習実施上の留意事項

(1)～(6) (略)

(7) 教習時間

ア 1時限の時間

学科教習及び技能教習は実質50分を確保すること（本人の確認、引継ぎ事項の確認、運転免許証 又は免許情報記録個人番号カード の確認等の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ (略)

(8) (略)

6～8 (略)

別表 (略)